

# 平成 25 年度 事業計画書

## I 実施方針

- 1 わが国に国難というべき多大な打撃を与えた東日本大震災から2年が経過した。日本獣医師会では、全国の獣医師・獣医師会の支援を得て、一般の理解も得ながら地元の獣医師、獣医師会、全国の獣医師・獣医師会による被災動物救護活動を支援し、本会独自に義援金を募集して、積極的な対応を行った。しかし、被災地の実情は、「復旧・復興」の掛け声は大きいものの、その速度は被災者、国民の期待に沿うものとはいえず、特に震災に続発した放射能汚染に関わる地域の復旧・復興は未だ目途が立たない状況下において、動物救護活動も長期化を余儀なくされている。
- 2 本会は、東日本大震災により被災した動物の救護への支援活動を継続して取り組むとともに、今回の広域で長期にわたる被災の体験を踏まえて、今後の不測の事態に備えた動物救護体制の整備に向けて努力を傾注していく。また、福島第一原子力発電所20km圏内における一部の畜産農家等による飼育継続牛が飼育環境の悪化による動物福祉上の問題を派生していることから、これの改善のための支援活動に取り組んでいく。
- 3 一方、最近における中国での口蹄疫の発生、鳥インフルエンザの浸潤、狂犬病の海外における発生をみるまでもなく、国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、動物の保健衛生の向上を通じての食の安全の確保や共通感染症に対する不断の備えが求められている。また、犬や猫等の家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、人の医療・介護・福祉や学校教育分野における動物介在諸活動が評価されるなど、動物の担うべき社会的役割が重みを増している中で、動物の所有者責任原則に即した動物の福祉に配慮した動物の適正な取扱いが求められている。
- 4 これらの人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成を期する上で、動物の健康の確保や動物の福祉の増進を図ることは基本的な条件であり、動物の保健衛生の向上、畜産の振興、そして公衆衛生の向上、動物の福祉の増進への責務を担う獣医師、獣医師会に対する社会の期待が一層高まっていることに応えていくため、獣医療の専門職である獣医師、獣医師の組織集団として、感染症に対する防疫体制の整備・強化、獣医療提供体制の整備・充実、動物福祉管理の推進、獣医師人材の育成強化等の実現を目指していく。特に、平成22年に獣医療法に基づき、国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」の趣旨を踏まえ、獣医療提供の質の確保とチーム獣医療提供体制の整備・充実に努める。また、最近の動物の愛護及び普及状況を踏まえた動物取扱業の適正化を図るための施策の強化において、マイクロチップの装着の義務化に向けた研究開発、普及啓発、情報管理体制の整備等が求められていることから、マイクロチップ装着等の一層の推進を図り、家庭動物の健康及び安全の保持に寄与していく。
- 5 以上のような基本的な認識に基づき、日本獣医師会は、“動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。”を活動理念に、人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に向けて、政策提言を行うとともに、次の事項に配慮して、獣医事の向上、動物の福祉・適正管理、獣医学術の振興・普及、獣医師専門職の人材育成等を推進し、本会の目的の達成と獣医療に対する社会的信用維持・向上に努める。

## (1) 東日本大震災への対応

発災後2年を経過しても、未だ被災地の復旧・復興は国民の期待どおりに進展せず、被災動物の救護活動も長期化している。本会は、被災動物の救護活動を継続して支援し、被災者の心の支えとなっている動物の健康維持、福祉の増進に努める。

また、福島第一原子力発電所20km圏内における一部の畜産農家等による飼育継続牛に飼育環境の悪化による動物福祉上の問題が派生していることを踏まえ、これの改善に取り組んでいる「一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会」（大学の研究者を中心に昨年9月に設立）の活動を支援していく。

一方、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震などが危惧される中、今回の広域で長期にわたる被災の体験を加味した今後の不測の事態に備えるための動物救護体制の在り方が問われている現状に鑑み、災害規模等に関係なく動物救護・獣医療支援ができるシステム整備に向けて努力する。

## (2) 獣医師・獣医療に係る政策提言

獣医療法に基づき国が定める獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針に基づき、都道府県においても獣医療計画が整備されているが、当該計画による獣医療提供体制の整備・充実が今後推進されていくことを踏まえ、食の安全の確保や共通感染症に対する不断の備えに対応する産業動物医療提供体制の整備、小動物臨床カリキュラムの整備及び安楽死処置の在り方を含む小動物医療提供体制の整備、動物看護師の公的資格化とチーム獣医療の確立、家畜衛生と公衆衛生の共働に係る諸課題について検討・協議し、関連施策の円滑な推進について、関係機関・団体等への提言・要請を行うとともに、関係事業への実践・普及活動に努める。

また、獣医学教育の改善・充実を推進するとともに、魅力ある職場となるよう勤務獣医師、産業動物診療獣医師の待遇改善活動に努める。

## (3) 獣医師倫理の高揚

獣医界の秩序と獣医師が専門職としての社会的な信頼を確保し、獣医療が人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与するものとするため、日本獣医師会が作成した「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。

## (4) 動物の福祉・適正管理の推進

平成24年9月に「動物の愛護と管理に関する法律」が一部改正され、動物取扱業の適正化とともに5年後のマイクロチップの装着の義務化検討に向けた普及啓発活動等が求められている。マイクロチップ装着の推進、情報管理体制の整備、普及・啓発活動を強化するとともに、動物の福祉・適正管理の推進に努める。

## (5) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成

獣医学術の振興及び獣医療技術の普及について、各地区学会、日本獣医師会獣医学術学会年次大会を開催するとともに、日本獣医師会雑誌を編集・発刊し、広く社会に発信する。

また、獣医学術学会活動、講習会・研修会の開催及び獣医学術に関する業績・情報の収集と提供等を通じ社会的要請に応え得る獣医師専門職人材の育成に努める。

## (6) 生涯教育の充実・推進

獣医師の生涯教育は、獣医療の質の向上、安全確保の上から重要課題となっている。日本獣医師会生涯研修事業は、獣医師免許取得後の卒後臨床研修、獣医師専門知識及び技術を確保するための継続研修、専門医養成教育の実現に向けた取り組みとして、平成12年度から開始されてきたが、今日においては申告手続きの利便化、研修プログラム・カリキュラムの見直し、在宅研修

も可能となるような研修方法の改善、広報の充実等が課題となっている。これらの課題に適切に対応し、生涯教育の改善・充実に取り組む。

### (7) 獣医師会の組織強化

本会は、全国を活動の区域とする公益団体として、47都道府県獣医師会と8政令市獣医師会が会員として加入し、連携して事業を実施するとともに、賛助会員団体組織についても拡充を図ってきた。地方獣医師会、地区獣医師会連合会で開催される役員会、協議会に積極的に参加し、相互の情報・意見交換を行う一方、IT媒体等の活用を図ること等により獣医師会活動基盤の整備・充実に努める。また、公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業、獣医師の福祉の向上等に関する事業を推進する。

### (8) 新公益法人制度移行後における対応

本会は、平成24年4月1日をもって、公益社団法人に移行した。また、本会の会員である地方獣医師会においても、公益法人への移行等、新公益法人制度に即した対応が図られている。

今後は、これまで以上に公益社団法人として相応しい事務・事業執行が求められることから、本会と地方獣医師会との連絡・調整を密にしていくとともに、情報の適正な開示、組織運営の透明性の確保、法令遵守と関係諸規程の改正等組織運営体制の整備を図り、社会からの信頼を失墜することのないよう、適正な事業の実施に努める。

## II 事業別の対応

### 1 公益目的事業

#### (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策

ア 部会委員会等運営事業（職域別の7部会と部会委員会の運営など）

産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護、学術等の獣医師職域に係る諸課題について、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して、①獣医事の向上対策（獣医療提供体制の整備、動物看護師の公的資格化とチーム獣医療の確立等）、②動物福祉・適正管理の増進対策（緊急災害時の動物救護活動、改正動物愛護管理法の普及等）、③獣医学術の振興・普及対策（獣医学教育の改善、外部評価の実施体制の整備等）に係る検討テーマを定め、各委員会において検討・協議し、必要に応じて調査活動を行う。対処方針等を「委員会報告」としてとりまとめた上、本会及び地方獣医師会による関係事務・事業の運営に逐次反映させるとともに、獣医療・獣医学術関係施策の円滑な推進を図る上での具体的方策等について関係機関・団体等に対し提言・要請する。

なお、狂犬病対応については、地方獣医師会における論議を喚起し、その意見を踏まえて、幅広く関係者を参集させて抜本的な対策について協議・検討を行う。

また、勤務獣医師の待遇改善については、関係団体及び地方獣医師会との連携を図りつつ、関係省庁等への要請活動等を展開する。

(注)：上記事業のうち、獣医学術振興対策を担う「獣医学術部会」の所掌に係る部分は(2)のイの事業として実施する。

イ 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすことに資するため、「獣医師倫

理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

#### ウ 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及・啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

##### (ア) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

改正動物愛護管理法の趣旨（特に獣医師の役割に関する規定）についての普及・啓発活動に努め同法の円滑な施行に資するとともに、5年後のマイクロチップ装着の義務化を目指して、動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップによる個体識別の技術普及と動物所有者の責務としての必要性を啓発するとともに、マイクロチップの装着率の向上等動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、本会は動物愛護公益団体により構成する動物ID普及推進会議（AIPPO）と連携して円滑な推進に努める。

##### (イ) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努める。

#### エ 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識の提供等を行う。

##### (ア) 普及啓発活動事業

人と動物が共存する豊かで健全な社会を構築するため、「動物と人の健康は一つ。それは地球の願い。」をテーマに、獣医療そして動物の果たすべき社会的役割、また、動物の福祉と愛護精神の高揚に関する市民向け普及・啓発活動を「2013 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加を得て、獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援の下で平成25年10月26日（土：予定）に開催する。

また、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」の主催者構成団体として参加するなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

##### (イ) 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等に努める。

##### (ウ) 情報等提供対応事業

ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等による獣医事対策等に関する情報提供及び広報活動を行う。また、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

#### オ 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(ア) 獣医事対策等を推進するに当たっての関係者（関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等）との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

(イ) 世界獣医学協会（WVA）、アジア獣医師会連合（FAVA）等の獣医学術に関する国際機関・団体に参加するとともに、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力により獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換等を行い、獣医学術の国内外との振興・普及に努める。

#### カ 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる国の公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

### (2) 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策

#### ア 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う会議合議体である学会（獣医学術分野別3学会で構成）において、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を全国学術集会として開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行い、学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、本年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は、千葉県獣医師会と共催し、開催期間は平成26年2月21日（金）から23日（日）までの3日間、会場は千葉県の「幕張メッセ」及び「東京ベイ幕張」において開催する。

#### イ 部会委員会等運営事業（獣医学術部会関係。1の（1）のアに前掲）

#### ウ 獣医学術振興・人材育成事業

##### (ア) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業（日獣会誌の編集・発刊）

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

##### (イ) 日本獣医師会獣医師生涯研修事業

地方獣医師会をはじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

また、事業の実施に当たり、申告手続きの利便性の向上、研修プログラムの見直し及び参加の登録・評価、在宅研修システムの開発、研修プログラム修了者のインターネット上での紹介等生涯研修事業の改善・充実について検討する。

#### (ウ) 獣医学術講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。

#### (エ) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国、学術団体・機関による科学研究費等の調査研究公募事業に応募し、採択された事業の適正な実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

## 2 収益事業

### 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産（不動産）の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルについては築35年を迎えることとなるが、資産価値の維持・向上のため、ビル全体での長期修繕工事への的確な対応に努める。

## 3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

### 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

#### ア 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、平成19年度から新たに発足させた獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社とともに地方獣医師会との連携、協力関係のもとで会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

#### イ 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

## 4 その他

I並びにIIの1、2及び3に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要がある事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。